

特定非営利活動法人キュアスタートツナウジャパン定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人キュアスタートツナウジャパンという。

また、英文名を THE CURE STARTS NOW JAPAN とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、未だ世界的に有効な治療法が開発されていない、予後不良のがん疾病である DIPG/DMG（びまん性橋髄腫・悪性神経髄腫）に代表される「難治性小児悪性脳腫瘍」に対して、海外の支援団体とも協力の上、国際的な研究支援体制を作り、国民への啓発・啓蒙を兼ねた積極的な募金活動によって寄付金を集め、有望な治療研究に対して、強力な資金的支援を行うことで研究を前進させる。また、闘病中の患者と家族への治療情報等の提供による支援を行うと共に、国への要望活動等により、研究支援や、制度改正を促し、我が国のドラッグラグ等の解消により、患者の治療・療養環境の改善を目指す。また、国内のみならず、世界の研究者間や支援者間の交流等を進める。これらの国際的かつ包括的な活動を推進して行くことで、一刻も早い DIPG/DMG の克服の実現に寄与していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 研究資金を集める募金事業
- (2) がん教育・啓発・啓蒙事業
- (3) 患者家族支援事業
- (4) 支援者、研究者の国際的交流事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同しこの法人の活動を推進する個人。
- （2）賛助会員 この団体の目的に賛同しこの法人を賛助する個人及び団体。
- （3）協力会員 この団体の目的に賛同しこの法人の活動に協力する個人及び団体。

（入会）

第7条 正会員は10名以上確保し、欠員が出た場合は速やかに補充する。

2 会員の入会については、特に条件を定めない。

3 会員として入会しようとする者は、文書で代表理事に申し込むものとする。代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。但し、次の場合には、本人による申し出により会費を免除される。

- （1）がん闘病中の者及び治療後の経過観察中の者。
- （2）その他の病気又はやむを得ない事由による申し出には、理事会で判断する。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会の申出があったとき。
- （2）本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）法令、定款等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類、定数及び選任等)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上とする。
- (2) 監事 1人以上とする。
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 7 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

(役員の職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第 15 条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任され

ていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員に職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 18 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理方法

- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決等）

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 4 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（総会の議事録）

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、第 26 条第 3 項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

（理事会の構成）

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 30 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会員の会費
- (3) 一般寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成

立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第 48 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置等)

第 50 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
3 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。
4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

第 10 章 雑 則

(施行細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。
代表理事 貫井 孝雄
副代表理事 岩川 友紀
副代表理事 小島 典子
理事 佐々木 美基
監事 大村 恵子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 7 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員 6, 0 0 0 円
賛助会員 (個人・団体) 1 口 6, 0 0 0 円 (1 口以上)